

令和3年度 横浜市立中山中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止対策の基本理念

全ての子どもは、かけがいのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 いじめ防止対策の組織 「いじめ防止対策委員会」の設置

中山中学校はいじめ防止対策の組織として、校内に専門の委員会を組織する。

(1) 委員会の構成

○委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導専任・生徒指導部長・養護教諭・学校
カウンセラー

○状況に応じて、関係する教職員等を加える。

○必要に応じて、心理や福祉の専門的な知識を有する者の参加を求める。

(2) 委員会の運営

○「いじめ防止対策委員会」は、原則として月1回以上、定期的を開催する。また、いじめが疑われる事案が発生した場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。

○校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 いじめの防止に関する基本的な取り組み

(1) いじめのない環境づくり

いじめのない環境を学校全体でつくり上げる。

- ① 子どもにとってストレスのない環境づくり
- ② 子どもが大人に見守られている環境づくり
- ③ 子どもが「いじめは絶対にいけない」と思う環境づくり
- ④ 子どもの違いや多様性が認められる環境づくり
- ⑤ 子どもたち同士での優劣や差別がない環境づくり

(2) いじめの未然防止

「いじめはどの生徒にも起こり得る」という認識に立って、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、いじめのない風土づくりのために子どもたちの主体的な活動を推進する。

- ① 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識を高めると共に、集団の在り方について考えさせる。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談や学校カウンセラー等を活用する。
- ④ いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑤ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑥ 生徒指導専任会等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

(3) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで起きることを意識し、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。(教育相談・アンケート調査等)
- ② 生徒の行動を注視する。(チェックリスト・ネットパトロール等)
- ③ 保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問・保護者会等)
- ④ 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

(4) いじめへの対応

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき適切な対応を行い、早期解消を目指す。

- ① 対象生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学校全体で情報共有し、組織的に対応する。
- ③ いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒に対する対応方針を決定する。
- ④ 保護者と連携して対応に当たる。
- ⑤ 必要に応じて外部諸機関との情報共有を行い、協力を求める。
- ⑥ 対応後も状況変化の把握に努め、継続的に保護者との情報共有を行う。

(5) いじめの解消

対応後、いじめが解消されたかを検証するために次の要件を意識して状況把握を行う。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(6) 教職員研修の実施

生徒の心理や行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係を捉える教職員の資質・能力を高めるために次の研修を行う。

- ① 実践的な研修、カウンセリング演習を中心とした生徒理解研修
- ② 法の確実な運用を行うための研修（状況に応じて外部講師の依頼）
- ③ 子どもの居場所づくりを考えるための学級経営研修
- ④ 目の前の子ども一人ひとりを大切にする授業研修、人権研修

(7) 学校・家庭・地域連携事業等との連携

基本方針等について保護者や地域の方々の理解を得ながら、いじめ問題の重要性の認識を深めるとともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、緊密な連携協力を図る。

(8) 取組の検証と基本方針の見直し

年間計画に基づいた「いじめ防止に向けた具体的な取組」を振り返り、基本方針並びにその取組の年間計画、具体的な取組方法の見直しを行う。

(9) 年間計画

月	学校での取組	生徒主体の取組	家庭・地域と連携した取組
4月	・対策委員会（定例会・全体会） ・教育相談 ・生徒理解研修 ・あいさつ運動 ・生活アンケート	・あいさつ運動（年間）	
5月	・対策委員会（定例会） ・小中交流 ・校外学習 ・学校説明会 ・生活アンケート	・体育祭	・地域美化活動
6月	・対策委員会（定例会） ・生活アンケート ・人権作文	・生徒総会	・学家地企画会 ・地区懇談会
7月	・対策委員会（定例会） ・三者面談 ・生活アンケート(Y-P)	・横浜子ども会議	・地域パトロール
8月	・対策委員会（定例会・全体会） ・教育相談 ・人権研修		・地域パトロール
9月	・対策委員会（定例会） ・生活アンケート	・生徒会役員選挙	・地域パトロール ・地域防災訓練
10月	・対策委員会（定例会） ・三者面談 ・生活アンケート	・文化祭 ・小中合唱交流	・地域パトロール ・地域行事

1 1月	・対策委員会（定例会） ・生活アンケート ・人権標語		・地域パトロール ・地域美化活動
1 2月	・対策委員会（定例会） ・生活アンケート(Y-P) ・いじめ防止一斉キャンペーン ・三者面談		
1 月	・対策委員会（定例会） ・あいさつ運動 ・教育相談 ・校外学習 ・生活アンケート	・あいさつ運動	・地域作品展
2 月	・対策委員会（定例会） ・生活アンケート ・新入生保護者説明会	・小中部活動交流 ・あいさつ運動	・地域パトロール
3 月	・対策委員会（定例会・全体会） ・生活アンケート	・あいさつ運動	・学地反省会

4 重大事態への対処

(1) 発生時の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 調査・報告

対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。
さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。

5 その他

必要があると認められる場合には、基本方針を改定し、改めて公表する。

(附則)

- 1 この横浜市中山中学校いじめ防止基本方針は、平成26年1月に策定し、平成26年4月より実施する。
- 2 この規定を平成30年2月に改定し、平成30年4月から実施する。
- 3 この規定を令和2年3月に改正し、令和2年4月から実施する。
- 4 この規定を令和3年3月に改正し、令和3年4月から実施する。